（2017年5月12日付しんぶん赤旗）

「公設民営」学校

大阪市が法人指定議案提出へ

教育条件改善の施策こそ

大阪市（吉村洋文市長）は16日開会の市議会に、「公設民営」学校を管理する法人として「学校法人　大阪ＹＭＣＡ」（大阪市西区）を指定する議案を提出する予定です。

「公設民営」学校は、住之江区・南港南中学校区の統廃合・小中一貫校開校により廃校予定の小学校（南港緑、南港渚）の校地に、国際的な教育課程（国際バカロレア）をもつ中高一貫教育校として2019年4月に開校する方針です。既存校舎の改修や新校舎の増築工事など多額の建設費（約60億円）がかかるとされます。

大阪府・市は13年9月に「国際バカロレアの認定を受ける公設民営学校の設置」を国家戦略特区の事業として「公教育への民間参入を促すことで、新たな市場の拡大を図る」ことを掲げて提案。15年9月に「公設民営」学校の設置が可能となる特区法が、安倍政権のもと改定・施行されました。今回の議案は、この規定にもとづくものです。

関西経済同友会は08年3月の提言で「現状の公教育に限界があり　このような英才教育ができないのであれば、特区にて公立学校の民営化・民間委託を試験的に実施し、その展開をはかるべきである」と主張していました。

「公設民営」学校の設置は、こうした財界の要求が背景にあります。

学校教育法（第5条）は、学校の設置者が、その学校を管理し、経費を負担することを定めています。

「公設民営」学校は設置者（大阪市）が経費を負担するものの、学校の管理は指定された学校法人が行うことになります。この体制で、学校教育をきちんと担えるのかどうかが厳しく問われます。

新たな中高一貫教育校の設置は、受験競争の低年齢化をいっそう進めるものだと指摘されています。国際的な教育課程の市立学校への導入は、学校関係者の議論と合意が必要です。

維新政治は、子どもの学ぶ権利を奪う府立高校・大阪市立高校廃校計画や、地域コミュニティーを壊す大阪市立小中学校統廃合計画などを推進する一方で、全国初の「公設民営」学校を新設しようとしています。

いま大阪市の教育行政に求められるのは「公設民営」学校の設置をやめて、子どもの成長・発達を保障するため、小中学校全学年に35人学級を広げることや学校維持運営費の増額、公立幼稚園の存続、就学援助費の拡充など教育条件を良くすることです。

（小林裕和・党大阪府委文教責任者）